

日立市公共下水道における汚水の排水基準一覧

規制区分		汚水の排水基準		除害施設の設置に係る汚水の水質基準 (水質基準に適合しない汚水を排除する場合)			
対象事業場		特定事業場		特定事業場・非特定事業場			
処理区分		中央処理区	流開処理区	中央処理区	流開処理区	中央処理区	流開処理区
生活環境項目等	根拠条例	日立市下水道条例第5条の基準 ※〔下水道法第12条の2第3項、5項〕 〔下水道法施行令第9条の5第1項〕 直罰対象事業場:排水量50m ³ /日以上		日立市下水道条例第5条の3の基準 ※〔下水道法第12条の11第1項第2号〕 〔下水道法施行令第9条の11第1項〕		日立市下水道条例第5条の2の基準 ※〔下水道法第12条〕 〔下水道法施行令第9条〕	
	1 温度(℃)			45未満	45未満	45未満	45未満
	2 水素イオン濃度	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
	3 生物化学的酸素要求量	600未満	600未満	600未満	600未満		
	4 浮遊物質	600未満	600未満	600未満	600未満		
	5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 飲油類含有量	5以下	5以下	5以下	5以下☆	5以下	5以下☆
	6 動植物油脂類含有量	30以下	30以下	10以下*	30以下☆	30以下	30以下☆
	7 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満	380未満	380未満	380未満		
	8 よう素消費量					220未満	220未満
	根拠法令・条例	下水道法第12条の2第1項 下水道法施行令第9条の4の基準 直罰対象事業場:排水量50m ³ /日以上 *印:30m ³ /日以上		日立市下水道条例第5条の3の基準 ※〔下水道法第12条の11第1項第1号〕 〔下水道法施行令第9条の10〕 〔下水道法施行令第9条の4の基準〕			
	9 フェノール類	1以下*	1以下*	1以下*	1以下*		
	10 銅	3以下	3以下	3以下	3以下		
	11 亜鉛	2以下	2以下	2以下	2以下		
	12 溶解性鉄	10以下	10以下	10以下	10以下		
13 溶解性マンガン	1以下*	1以下*	1以下*	1以下*			
14 総クロム	1以下*	1以下*	1以下*	1以下*			
健康項目 (有害物質)	根拠法令・条例	下水道法第12条の2第1項 下水道法施行令第9条の4の基準 直罰対象事業場:排水量に係わらず		日立市下水道条例第5条の3の基準 ※〔下水道法第12条の11第1項第1号〕 〔下水道法施行令第9条の10第1号(流開処理区)〕 〔下水道法施行令第9条の10第3号(中央処理区)〕 〔下水道法施行令第9条の4の基準〕			
	1 カドミウム	0.03以下		0.03以下			
	2 シアン	1以下		1以下			
	3 有機リン	1以下		1以下			
	4 鉛	0.1以下		0.1以下			
	5 六価クロム	0.5以下		0.5以下			
	6 ひ素	0.1以下		0.1以下			
	7 水銀	0.005以下		0.005以下			
	8 アルキル水銀	検出されないこと		検出されないこと			
	9 ポリ塩化ビフェニル	0.003以下		0.003以下			
	10 トリクロロエチレン	0.1以下		0.1以下			
	11 テトラクロロエチレン	0.1以下		0.1以下			
	12 ジクロロメタン	0.2以下		0.2以下			
	13 四塩化炭素	0.02以下		0.02以下			
	14 1・2-ジクロロエタン	0.04以下		0.04以下			
	15 1・1-ジクロロエチレン	1以下		1以下			
	16 シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4以下		0.4以下			
	17 1・1・1-トリクロロエタン	3以下		3以下			
	18 1・1・2-トリクロロエタン	0.06以下		0.06以下			
	19 1・3-ジクロロプロペン	0.02以下		0.02以下			
	20 チウラム	0.06以下		0.06以下			
	21 シマジン	0.03以下		0.03以下			
	22 チオベンカルブ	0.2以下		0.2以下			
	23 ベンゼン	0.1以下		0.1以下			
	24 セレン	0.1以下		0.1以下			
	25 ほう素	10以下	230以下	10以下	230以下		
	26 ふっ素	8以下	8以下*	8以下	8以下*		
	27 1,4-ジオキサン	0.5以下		0.5以下			
28 ダイオキシン類	10pg/ℓ以下	10pg/ℓ以下	—	10pg/ℓ以下			
規制の目的	放流水の水質保全				下水道施設の保全		

- 【備考】 1. 基準値の単位は、温度、水素イオン濃度、ダイオキシン類を除き(mg/ℓ)
2. ☆印は茨城県流域下水道管理要綱第3(別表)に基づき那珂久慈流域下水道に係る排除基準。
3. *印は茨城県条例「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の上乗せ基準値である。
4. *印ふっ素の流開処理区の基準は、海域排出の一律基準15mg/ℓに対する県条例の上乗せ基準値である。
(那珂久慈流域下水道終末処理施設の放流先が県条例で指定する県央地先水域の海域であり、その水域の上乗せ基準となる)
5. ■網掛け内は直罰対象の基準値
6. ※印は条例設置に係る根拠法令